

解体及びリフォーム等の工事を行う元請け業者等のみなさまへ

令和2年6月5日公布の改正大気汚染防止法により、次のことが義務化されました。

☆ 令和3年4月1日から

○アスベスト含有建材については、レベル問わず全て特定建築材料となるため、例えばレベル3のスレート屋根を解体する作業も全て特定粉じん排出等作業に該当します。そのため、同作業を含む解体等工事は全て特定工事となります。

■アスベストの有無について事前調査を行うための方法が法定化されました。設計図書及び目視による確認を行い、不明な場合は『みなし有り』とするか、分析を行う必要があります。

1

■事前調査の結果は、A3版以上の大きさを工事終了まで現場に掲示してください。書式は厚生労働省、環境省のマニュアルを参考にしてください。

※事前調査結果報告システム稼働後は、システムから出力することが出来るようになります。

2

■事前調査の結果は、書面にて発注者へ報告しなければなりません。

発注者から分析結果等の情報提供を得たとしても、必須です。また、下請業者がいる場合にはその結果を元請業者から説明しなければなりません。

(説明文書は3年間保存。)

※事前調査結果報告システム稼働後は、システムから出力することが出来るようになります。

3

■事前調査の記録の写しを工事の現場に備えおくことが必要です。なお調査の結果アスベスト含有ありの場合、作業計画（粉じん飛散防止等）の作成及び現場への備え付けが必要です。

4

■アスベスト含有成形板等の除去作業について、作業基準が定められました。

なお仕上塗材と、成形板（下地調整材含む）とでは、作業基準は異なります。

5

■下請業者が除去作業を行う場合、適切に指導をしなければなりません。

6

■特定建築材料の除去後、作業が完了したことの確認を適切に行うために、必要な知識を有する者に確認を行わせなければなりません。

- ・事前調査を行った者
- ・石綿作業主任者

8

■特定建築材料の除去後、発注者に対して書面で報告しなければなりません。

7

罰則の適用について

★罰則の適用範囲が拡大され、元請業者のみならず発注者や下請業者にも及びます

■隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対して、直接罰が適用されます。

9

■事前調査結果の未報告、又は虚偽の報告を行った者に対して、罰則が適用されます。

(令和4年4月1日～)

10

☆彡 令和4年4月1日から

事前調査結果は、**国の石綿事前調査結果報告システム（gBiz）**を使用して、**各都道府県（東京23区は各区）へ報告しなければなりません**。パソコンが無いなど、特段の事情がない限りは全て電子報告です。

報告対象

(建築物・工作物)

解体工事：作業の対象となる床面積の合計80㎡以上
改修工事：請負代金の合計額が100万円以上

11

☆彡 令和5年10月1日から

■事前調査を行うことができる者が、有資格制となります。資格が無い者は、事前調査を行うことはできません。

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ)
- 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されたもの

12

問い合わせ・ご相談先
葛飾区環境部環境課公害対策相談係
TEL 03-5654-8236・8238